



事務連絡
令和8年3月30日

関係各位 御中

沖縄県保健医療介護部
薬務生活衛生課薬務班

令和8年度不正大麻・けし撲滅運動のポスター等の送付について

日頃より、本県の薬物乱用防止対策の推進について、御理解御協力いただき感謝いたします。

さて、本年4月1日から5月31日までを「不正大麻・けし撲滅運動」実施期間と定め、別添実施要綱により、大麻・けしに関する正しい知識を普及させることを目的として、広報及び啓発活動等を実施することとしています。

本運動の詳細、ポスター、小冊子については下記の当課HPにて詳細な情報を掲載しております。

つきましては、本運動の趣旨を御理解いただきたく、ポスター等送付させていただきますので、ポスターの掲示等、本運動への御協力をよろしくお願いします。

また、近年問題となっているエトミデート等の危険ドラッグ、オーバードーズについても当課HPにて情報を公開しておりますので、参考までにお知らせします。

不正大麻・けし撲滅運動

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/iryokenko/eiseiyakuji/1005320/1006278/1034100.html>



危険ドラッグ

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/iryokenko/eiseiyakuji/1005320/1006278/1025206.html>



市販薬のオーバードーズ

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/iryokenko/eiseiyakuji/1005320/1006278/1030172.html>



【担当】

薬務生活衛生課薬務班 金城、泉水

TEL:098-866-2055 FAX:098-866-2723

令和8年度沖縄県不正大麻・けし撲滅運動実施要綱

第1 目 的

大麻・けしに係る事犯の発生は、関係機関の努力にもかかわらず依然として後を絶たない現状にあり、これらの事犯の発生を防止するためには、不正栽培事犯の発見に努めるとともに、犯罪予防の観点から自生する大麻・けしを一掃することが重要である。

本運動は、不正栽培及び自生する大麻・けしを撲滅するため、これらの大麻・けしの発見及び除去を実施するとともに、広く一般に対して大麻・けしに関する正しい知識の普及を図ることを目的とする。

第2 名 称

令和8年度沖縄県不正大麻・けし撲滅運動

第3 実 施 期 間

令和8年4月1日から同年5月31日までとする。

第4 実 施 機 関

- (1) 主 催 厚生労働省、沖縄県
- (2) 協 賛 那覇地方検察庁、那覇保護観察所、那覇少年鑑別所、福岡出入国在留管理局那覇支局、沖縄地区税関、第十一管区海上保安本部、沖縄県警察本部、沖縄県教育委員会
- (3) 後 援 沖縄県市長会、沖縄県町村会、沖縄県医師会、沖縄県歯科医師会、沖縄県薬剤師会、沖縄県医薬品登録販売者協会、沖縄県医薬品卸業協会、沖縄県医薬品配置協議会、沖縄県薬業連合会、沖縄県薬物乱用防止協会、沖縄県保護司会連合会、沖縄県少年補導員会連絡協議会、沖縄県社会福祉協議会、がじゅまる沖縄、沖縄県防犯協会連合会、日本青年会議所沖縄ブロック協議会、沖縄県青少年育成県民会議、沖縄県青年団協議会、沖縄県女性連合会、沖縄県PTA連合会、沖縄県高等学校PTA連合会、日本ボーイスカウト沖縄県連盟、ガールスカウト沖縄県連盟、沖縄県食品衛生協会、ライオンズクラブ国際協会 337-D 地区・沖縄R、沖縄県BBS連盟、沖縄県塗料商業会、沖縄県農業協同組合中央会、沖縄県書店商業組合、沖縄県バス協会、沖縄県ハイヤー・タクシー協会、株式会社沖縄ファミリーマート、株式会社ローソン沖縄、沖縄タイムス社、琉球新報社、宮古毎日新聞社、八重山毎日新

聞、八重山日報社、沖縄テレビ放送、琉球放送、琉球朝日放送、NHK沖縄放送局、宮古テレビ、石垣ケーブルテレビ、エフエム沖縄、ラジオ沖縄、エフエム那覇、FMコザ、FMたまん、FM21、エフエムみやこ、FMいしがきサンサンラジオ、FMレキオ、FMとよみ、FMよみたん、FMオキラジ、FMうるま、FMやんばる、FM久米島（順不同）

第5 実 施 方 法

(1) 広報機関等による啓発宣伝

自己の広報組織を全面的に活用して、広報活動を行うとともに積極的に報道機関の協力を求め、関係資料を提供する等本運動の趣旨の普及徹底を図る。

(2) ポスター、小冊子等啓発資材の配布

一般県民及び児童・生徒に対し、本運動の趣旨を普及する目的で、関係機関及び県下教育機関（中学校、高等学校、大学、専門学校等）あてポスター、小冊子等の配布を行う。

(3) 集会等の場の活用

各種団体が行う集会等を活用して講師の派遣、啓発資材の配布等により、大麻・けしに関する正しい知識を普及し、更に不正に栽培されている大麻・けし及び自生する大麻・けしを発見した場合には、速やかに九州厚生局沖縄麻薬取締支所、薬務生活衛生課、保健所又は警察署に通報するよう本運動の趣旨の徹底を図る。

(4) 不正大麻・けし等の発見除去等

県は、九州厚生局沖縄麻薬取締支所等捜査機関及び保健所、市町村等と緊密な連携を保ち、不正に栽培されている大麻・けし及び自生する大麻・けしの発見除去等に努める。

大麻・けしの見分け方

